

設計内訳書（本01）

工事名	平成29年度被災市街地復興土地区画整理事業整備予定地区のがれき撤去等工事（花洲浜地区）（3工区）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
基盤整備							
		式	1				
敷地造成工							
		式	1				
土工							
		式	1				
ふるい分け							単 1号
		m3	2,600				
搬入土運搬							単 2号
		m3	2,600				
盛土							単 3号
		m3	2,600				
転石	積込・場内運搬						単 4号
		m3	770				
表土はぎ取り							単 5号
		m3	180				
法面整形工							
		式	1				
法面整形(盛土部)	法面締固めの有無:有り,現場制約の有無:無し						単 6号
		m2	500				
構造物撤去工							
		式	1				
構造物取壊し工							
		式	1				
コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート						単 7号
		m3	58				

設計内訳書（本01）

工事名	平成29年度被災市街地復興土地区画整理事業整備予定地区のがれき撤去等工事（花洲浜地区）（3工区）				事業区分 工事区分	公園緑地整備・改修 基盤整備	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート						単 8号
		m3	1				
仮設工							
		式	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員							単 9号
		人日					
直接工事費							
		式	1				
共通仮設							
		式	1				
共通仮設費（率計上）							
		式	1				
純工事費							
		式	1				
現場管理費							
		式	1				
工事原価							
		式	1				
一般管理費等							
		式	1				
工事価格							
		式	1				
消費税額及び地方消費税額							
		式	1				

1次単価表

単価使用年月	2018.02
歩掛適用年月	2018.02
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 3号	盛土	単位	m3	単位数量	1	単価		
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
路体(築堤)盛土		4.0m以上,敷均し+締固め,10,000m3未満,無し		m3	1			
合計								
単価								円/m3

1次単価表

単価使用年月	2018.02
歩掛適用年月	2018.02
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 4号	転石	積込・場内運搬	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
積込(ルース)		岩塊・玉石,土量50,000m3未満		m3	1			
土砂等運搬		標準,パッカ材山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,0.3km以下		m3	1			
合計								
単価								円/m3

1次単価表

単価使用年月	2018.02
歩掛適用年月	2018.02
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 5号	表土はぎ取り	単位	m3	単位数量	1	単価		
名称・規格		条件		単位	数量	単価	金額	摘要
掘削		土砂,オフカット,無し,無し,50,000m3未満		m3	1			
土砂等運搬		標準,パッカ材山積0.8m3(平積0.6m3),土砂(岩塊・玉石混り土含む),無し,2.0km以下		m3	1			
整地		残土受入れ地での処理		m3	1			
合計								
単価								円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2018.02
						歩掛適用年月	2018.02
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 6号	法面整形(盛土部)	法面締固めの有無:有り,現場制約の有無:無し	単位	m2	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
法面整形		盛土部,有り,無し,砕質土、砂及び砂質土、粘性土、全ての費用	m2	1			
合計							
単価							円/m2

1次単価表

						単価使用年月	2018.02
						歩掛適用年月	2018.02
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 7号	コンクリート構造物取壊し	無筋コンクリート	単位	m3	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし運搬・処分(複合)		無筋構造物,機械施工+ガンブトラック10t積級,10m3以上,無,無,不要,有,8.5以下,無	m3	1			単 10号
合計							
単価							円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2018.02
						歩掛適用年月	2018.02
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 8号	コンクリート構造物取壊し	有筋コンクリート	単位	m3	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
構造物とりこわし運搬・処分(複合)		鉄筋構造物,機械施工+ガンブトラック10t積級,10m3以上,無,無,不要,有,8.5以下,無	m3	1			単 11号
合計							
単価							円/m3

1次単価表

						単価使用年月	2018.02
						歩掛適用年月	2018.02
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0
単 9号	交通誘導警備員		単位	人日	単位数量	1	単価
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
交通誘導警備員B		昼間勤務(交替要員無し)	人日				単 12号
合計							
単価							円/人日

2次単価表

						単価使用年月	2018.02	
						歩掛適用年月	2018.02	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 12号	交通誘導警備員B	昼間勤務(交替要員無し)	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人					
合計								
単価							円/人日	

3次単価表

						単価使用年月	2018.02	
						歩掛適用年月	2018.02	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 13号	構造物とりこわし	無筋構造物,機械施工,10m3以上,無, 無,不要	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし工 無筋構造物 機械施工			m3	1				
合計								
単価							円/m3	

3次単価表

						単価使用年月	2018.02	
						歩掛適用年月	2018.02	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 14号	処分費(m3)	無	単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 無筋コンクリート			m3	100				
合計								
単価							円/m3	

3次単価表

						単価使用年月	2018.02	
						歩掛適用年月	2018.02	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 15号	構造物とりこわし	鉄筋構造物,機械施工,10m3以上,無, 無,不要	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
構造物とりこわし工								
鉄筋構造物 機械施工			m3	1				
合計								
単価							円/m3	

3次単価表

						単価使用年月	2018.02	
						歩掛適用年月	2018.02	
						労務調整係数	1.000-00000 0.0 0	
単 16号	処分費(m3)	無	単位	m3	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費								
有筋コンクリート			m3	100				
合計								
単価							円/m3	

－ 特記仕様書 －

施工条件明示書

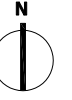
工事番号	項目	工事名	条件	内容	事務所名	備考																																																								
七復第17-734号		平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業整備予定地区の仮設去雪工事(花浜地区)(3工区)			宮城県七ヶ浜町																																																									
1	共通仕様書の適用		本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。																																																											
2	主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」</td> <td style="width: 10%;">○ある</td> <td style="width: 10%;">平成 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>○ある</td> <td>請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>○ない</td> <td>請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="6">上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm</td> </tr> </table>				(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○ある	平成 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)					○ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。				○ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)				上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm																																						
(1) 現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	○ある	平成 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)																																																												
	○ある	請負者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から○○日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。																																																												
	○ない	請負者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)																																																												
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。 出納局契約課ホームページ参照のこと。http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/kk50.htm																																																														
3	工程関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 関連工事による施工時期の調整</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">町発注の被災市街地復興土地区画整理事業公共施設整備工事(花浜地区)との工程調整について</td> <td style="width: 10%;">施工業者確定後、協議により調整すること。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 施工時期による制限</td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(3) 関係機関等との協議の未成立</td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加</td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ○ない	町発注の被災市街地復興土地区画整理事業公共施設整備工事(花浜地区)との工程調整について	施工業者確定後、協議により調整すること。			(2) 施工時期による制限	○ある ○ない					(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある ○ない					(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある ○ない																																				
(1) 関連工事による施工時期の調整	○ある ○ない	町発注の被災市街地復興土地区画整理事業公共施設整備工事(花浜地区)との工程調整について	施工業者確定後、協議により調整すること。																																																											
(2) 施工時期による制限	○ある ○ない																																																													
(3) 関係機関等との協議の未成立	○ある ○ない																																																													
(4) 関係機関等との協議結果、特定条件の付加	○ある ○ない																																																													
4	公害対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">作業時間の制限について</td> <td style="width: 10%;">9時～17時にて施工すること。また、通勤、通学時間帯は避けること。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ある ○ない	作業時間の制限について	9時～17時にて施工すること。また、通勤、通学時間帯は避けること。																																																				
(1) 施工方法、機械施設、作業時間等の制限	○ある ○ない	作業時間の制限について	9時～17時にて施工すること。また、通勤、通学時間帯は避けること。																																																											
5	安全対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 交通安全施設等の指定</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">必要な箇所には交通誘導員を配置し、工事区域には安全対策をすること。</td> <td style="width: 10%;">交通誘導員を配置すること。</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限</td> <td>○ある ○ない</td> <td>既存埋設物について</td> <td>施工前、施工時は占用埋設物に支障がないことを確認すること。</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 交通安全施設等の指定	○ある ○ない	必要な箇所には交通誘導員を配置し、工事区域には安全対策をすること。	交通誘導員を配置すること。			(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	○ある ○ない	既存埋設物について	施工前、施工時は占用埋設物に支障がないことを確認すること。																																														
(1) 交通安全施設等の指定	○ある ○ない	必要な箇所には交通誘導員を配置し、工事区域には安全対策をすること。	交通誘導員を配置すること。																																																											
(2) 占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	○ある ○ない	既存埋設物について	施工前、施工時は占用埋設物に支障がないことを確認すること。																																																											
6	排水工関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>				(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある ○ない																																																						
(1) 濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	○ある ○ない																																																													
7	建設副産物対策関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 共通事項</td> <td colspan="5">下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記に於かない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分は先立処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 10%;">処理・処分する場所</td> <td style="width: 10%;">処理・処分方法</td> <td style="width: 10%;">距離</td> <td style="width: 10%;">制限時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">工事現場内及び工事現場外で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設発生土</td> <td>処理・処分</td> <td>○ある ○ない</td> <td>町内自由処分</td> <td>2.0km以下</td> <td>9時 0分 ~ 16時 30分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(3) 建設発生土以外の建設副産物</td> <td>処理・処分</td> <td>○ある ○ない</td> <td>宮城りんかいアスコン(株)多賀城工場</td> <td>8.5km以下</td> <td>9時 00分 ~ 16時 30分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○ある ○ない</td> <td></td> <td>km</td> <td>時 分 ~ 時 分</td> </tr> <tr> <td>(4) 再生材の利用</td> <td></td> <td>○ある ○ない</td> <td>種類・数量</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>				(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記に於かない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分は先立処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。						処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間		工事現場内及び工事現場外で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。						(2) 建設発生土	処理・処分	○ある ○ない	町内自由処分	2.0km以下	9時 0分 ~ 16時 30分	(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	○ある ○ない	宮城りんかいアスコン(株)多賀城工場	8.5km以下	9時 00分 ~ 16時 30分		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分	(4) 再生材の利用		○ある ○ない	種類・数量		
(1) 共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記に於かない場合は、監督職員と協議すること。また、処理・処分は先立処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。																																																													
	処理・処分する場所	処理・処分方法	距離	制限時間																																																										
工事現場内及び工事現場外で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。																																																														
(2) 建設発生土	処理・処分	○ある ○ない	町内自由処分	2.0km以下	9時 0分 ~ 16時 30分																																																									
(3) 建設発生土以外の建設副産物	処理・処分	○ある ○ない	宮城りんかいアスコン(株)多賀城工場	8.5km以下	9時 00分 ~ 16時 30分																																																									
		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分																																																									
		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分																																																									
		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分																																																									
		○ある ○ない		km	時 分 ~ 時 分																																																									
(4) 再生材の利用		○ある ○ない	種類・数量																																																											
8	工事現場のイメージアップ		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 品質証明</td> <td colspan="5"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td>○ある ○ない</td> <td>上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>10 標準的な設計図書による発注方式</td> <td colspan="5">○ある ○ない 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。</td> </tr> </table>				(1) 品質証明	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td>○ある ○ない</td> <td>上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				10 標準的な設計図書による発注方式	○ある ○ない 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。																																				
(1) 品質証明	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td style="width: 10%;">請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象</td> <td>○ある ○ない</td> <td>上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。				(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																
(1) 品質証明書および施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																												
(2) 施工プロセス品質確認チェックリストの対象	○ある ○ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。																																																												
10 標準的な設計図書による発注方式	○ある ○ない 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。																																																													
11	資材関係		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 生コンクリート</td> <td colspan="5">生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 購入土</td> <td colspan="5">購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。</td> <td style="width: 10%;">必須</td> <td colspan="4">1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。</td> </tr> <tr> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">2. 盛土材、埋め戻し材</td> </tr> <tr> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">3. その他()</td> </tr> <tr> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">4. その他()</td> </tr> <tr> <td>(4) 現場吹付法砕工</td> <td colspan="5">吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。</td> </tr> </table>				(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。					(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。					(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。				○ある ○ない	2. 盛土材、埋め戻し材				○ある ○ない	3. その他()				○ある ○ない	4. その他()				(4) 現場吹付法砕工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																					
(1) 生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。																																																													
(2) 購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。																																																													
(3) 宮城県グリーン製品の利用 「宮城県グリーン製品」利用推進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、請負者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。																																																												
	○ある ○ない	2. 盛土材、埋め戻し材																																																												
	○ある ○ない	3. その他()																																																												
	○ある ○ない	4. その他()																																																												
(4) 現場吹付法砕工	吹付モルタルにおける圧縮強度の規格値は、18N/mm2以上とする。																																																													
12	その他		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">(1) 舗装の下請制限について</td> <td style="width: 10%;">○ある ○ない</td> <td colspan="4">土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。</td> </tr> <tr> <td>(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。</td> </tr> <tr> <td>(3) 三者会議の対象の有無</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-1によること。</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸与資料の有無</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(土地境界資料)</td> </tr> <tr> <td>(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(6) 工事写真の電子化の対象の有無</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。</td> </tr> <tr> <td>(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録</td> <td colspan="5">請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。</td> </tr> <tr> <td>(8) 工事書類の簡素化の試行について</td> <td>○ある ○ない</td> <td colspan="4">1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合せ簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。</td> </tr> </table>				(1) 舗装の下請制限について	○ある ○ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。				(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ある ○ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。				(3) 三者会議の対象の有無	○ある ○ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-1によること。				(4) 貸与資料の有無	○ある ○ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(土地境界資料)				(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある ○ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。				(6) 工事写真の電子化の対象の有無	○ある ○ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。				(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。					(8) 工事書類の簡素化の試行について	○ある ○ない	1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合せ簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。											
(1) 舗装の下請制限について	○ある ○ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。																																																												
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	○ある ○ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、請負者は、調査等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 請負者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。																																																												
(3) 三者会議の対象の有無	○ある ○ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-1によること。																																																												
(4) 貸与資料の有無	○ある ○ない	本仕様書によるものほか工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(土地境界資料)																																																												
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	○ある ○ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事請負者に対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。																																																												
(6) 工事写真の電子化の対象の有無	○ある ○ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。																																																												
(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録	請負者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。																																																													
(8) 工事書類の簡素化の試行について	○ある ○ない	1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合せ簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。																																																												

東日本大震災に伴う特例制度

項 目	条 件	内 容	施 行 方 法	備 考
13 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	● <input checked="" type="radio"/> ある ○ <input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
14 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部)においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。</p> <p>1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: 0.00% 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、0.00%通勤等に要する費用)の割合:</p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舎設置に関する積算方法の試行工事	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、「労働者宿舎設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。労働者宿舎の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
15 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。 輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <p>1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項</p>	
16 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○○)、△△地区(施工箇所○○、○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
17 その他				
(1) 機械損料の補正について	● <input checked="" type="radio"/> ある ○ <input type="radio"/> ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取する場合の積算の取扱い	○ <input type="radio"/> ある ● <input checked="" type="radio"/> ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込単価(単価)としている。ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	● <input checked="" type="radio"/> ある ○ <input type="radio"/> ない	間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。 補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2		
* 条件欄に「ある」と記入した場合は内容、施工方法等を記入すること。				
特 記 事 項				
1 追加事項1				
(1) 追加 宅地擁壁、庭木等の付近での施工について		施工前に調査(損傷の有無や高さ)を行い、施工による損傷、影響がないことを確認すること。		
(2) 追加 土地区画整理事業に係る個人の補償工事の施工時期及び範囲の調整について		補償工事の施工時期が個人の都合に左右されるため、復興推進課及び個人と調整をおこない工事着手すること。		
(4) 追加 現場代理人の兼務について		条件を満たす場合は、現場代理人の兼務を認める。		

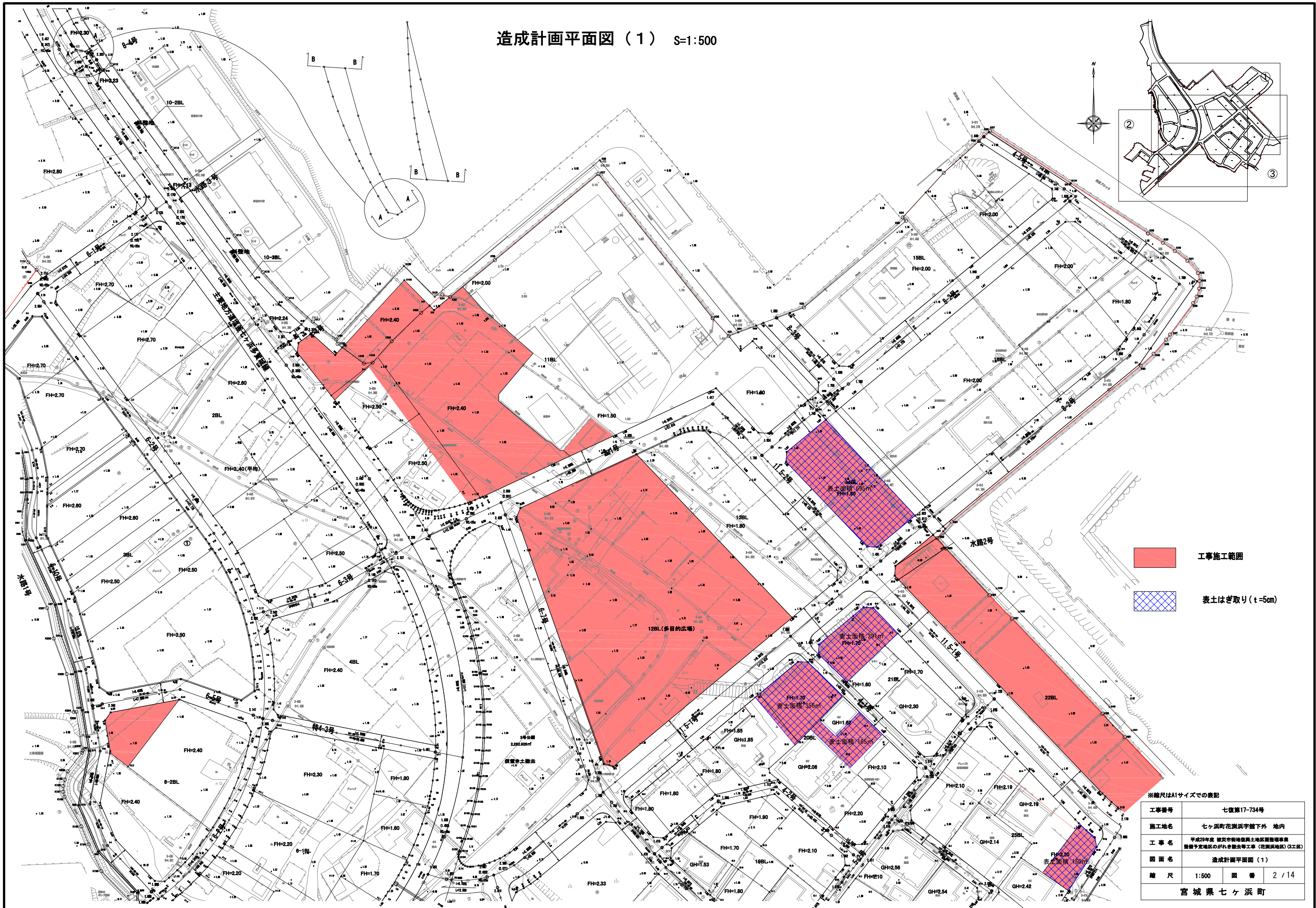
位置図(花洲浜地区)

S=1:10,000



工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成28年度 被災市街地復興土地区画整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事 (花洲浜地区) (3工区)		
図面名	位置図(花洲浜地区)		
縮尺	1:10,000	図番	1/14
宮城県七ヶ浜町			

造成計画平面図（1） S=1:500

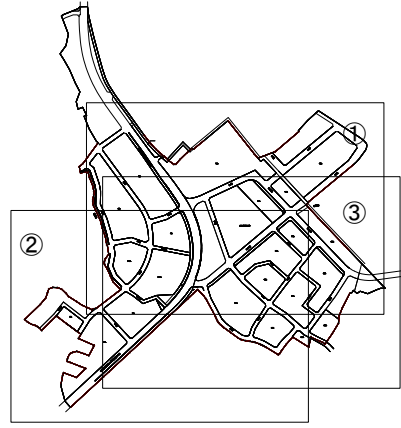


- 工事施工範囲
- 表土はぎ取り (t=5cm)

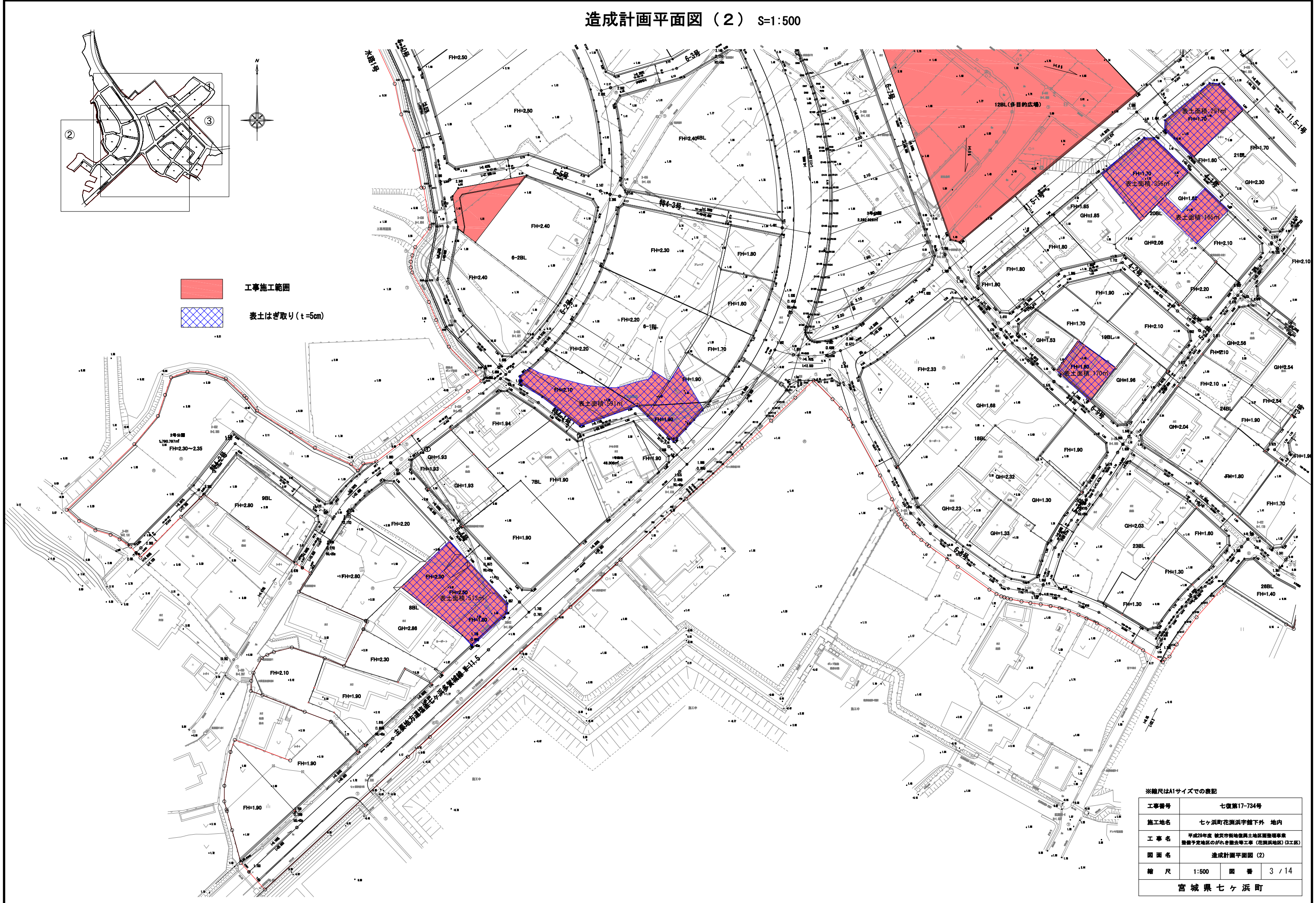
※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七ヶ浜第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業 盤子定地区のがれき撤去等工事（花洲浜地区）(3工区)		
図面名	造成計画平面図（1）		
縮尺	1:500	図番	2 / 14
宮城県七ヶ浜町			

造成計画平面図（2） S=1:500



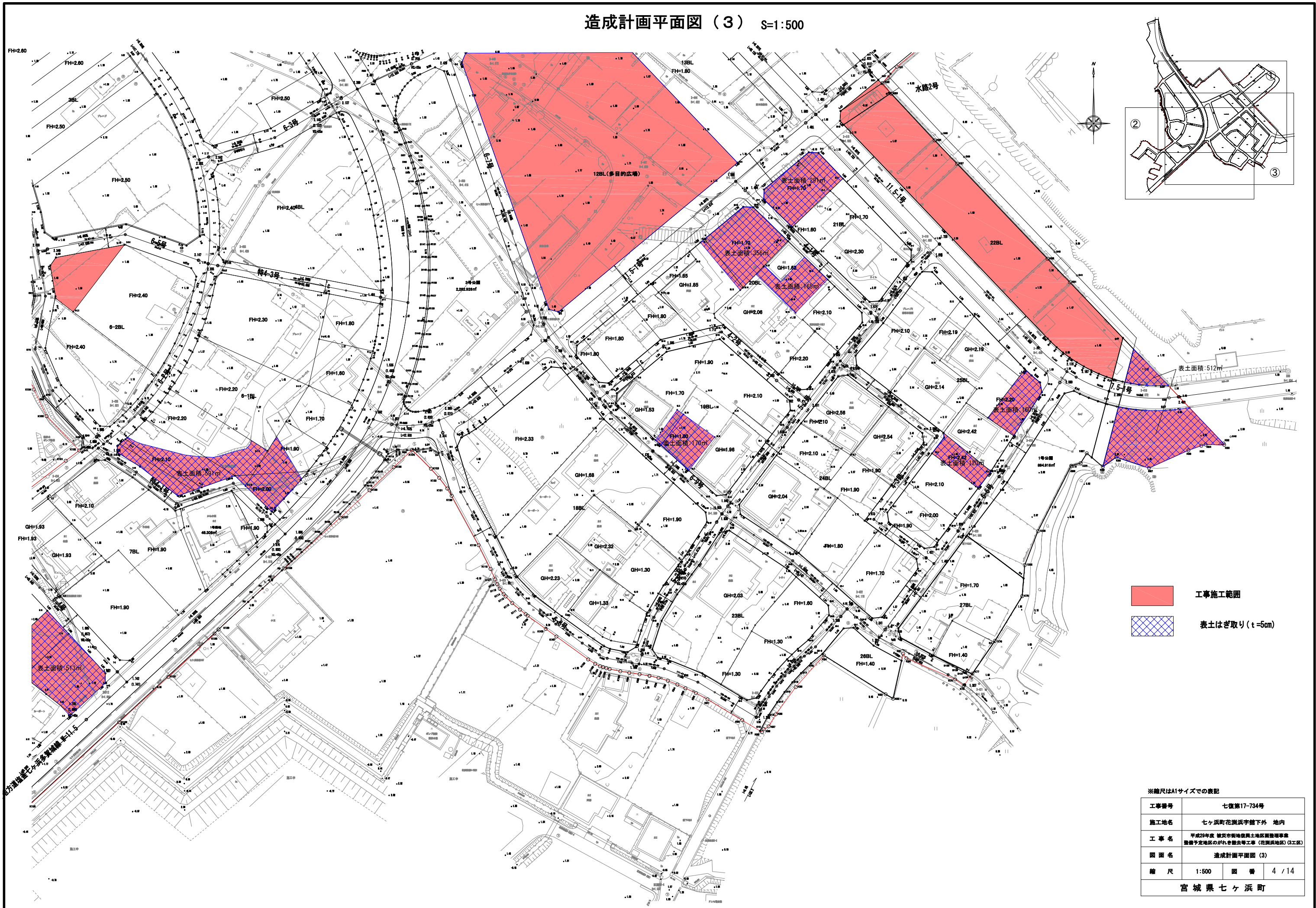
工事施工範囲
 表土はぎ取り (t=5cm)



※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地整備事業 盤谷字定地区のがれき撤去等工事 (花洲浜地区) (3工区)		
図面名	造成計画平面図 (2)		
縮尺	1:500	図番	3 / 14
宮城県七ヶ浜町			

造成計画平面図 (3) S=1:500

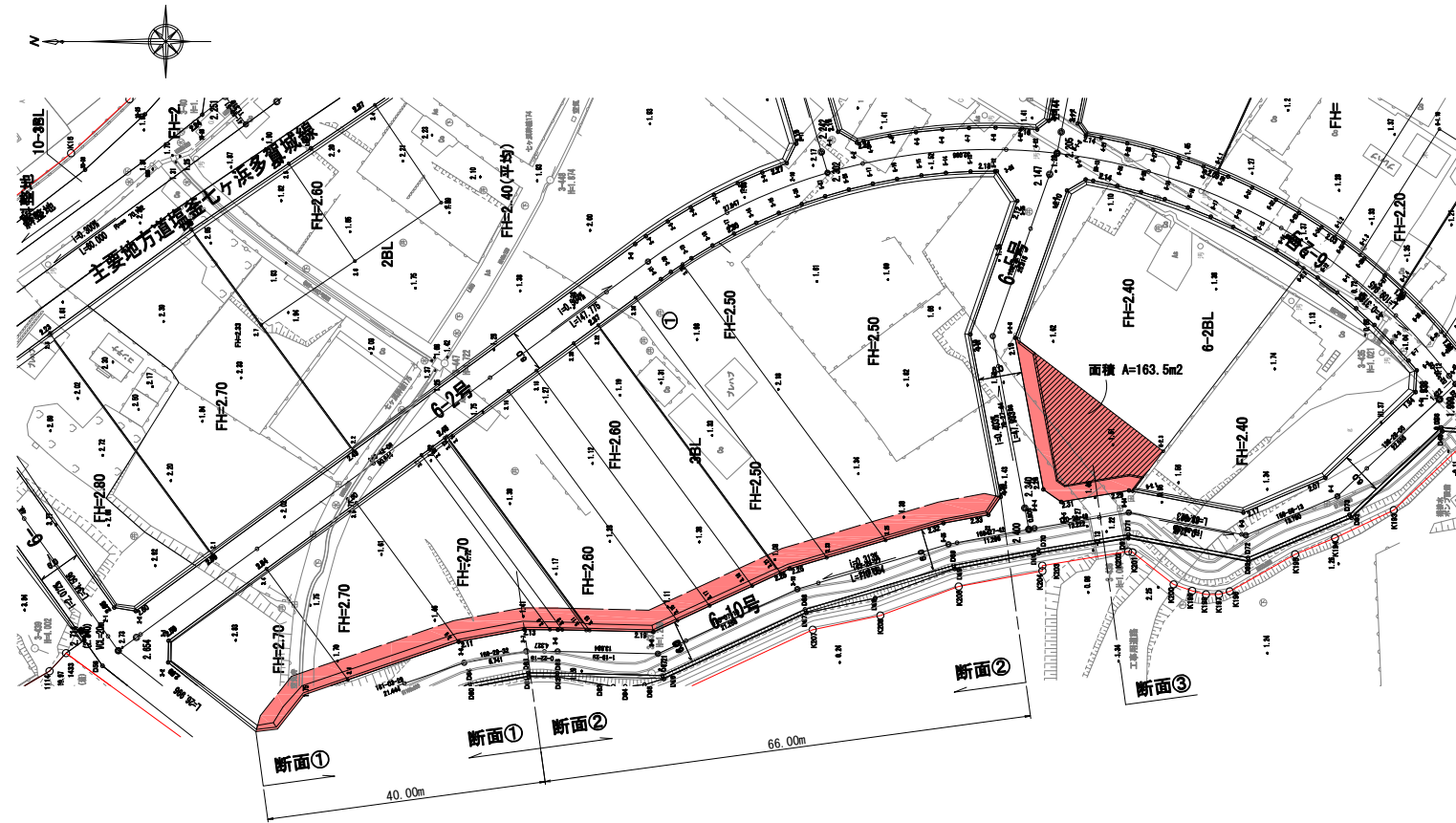


- 工事施工範囲
- 表土はぎ取り (t=5cm)

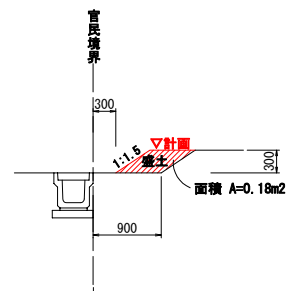
※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七番第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地開発整理事業 宮城県指定地区のがれき撤去等工事 (花洲浜地区) (3工区)		
図面名	造成計画平面図 (3)		
縮尺	1:500	図番	4 / 14
宮城県七ヶ浜町			

3BL・6-2-1BL 造成計画平面図 S=1:500

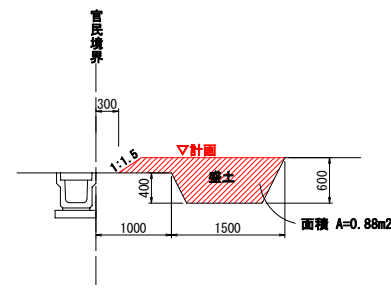


断面① S=1:50
(3B)



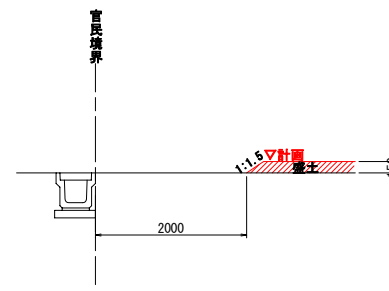
断面① 盛土量
V:0.18×40,0=7.2m3

断面② S=1:50
(3B)



断面② 盛土量
V:0.88×66,0=58.1m3

断面③ S=1:50
(6-2-1B)



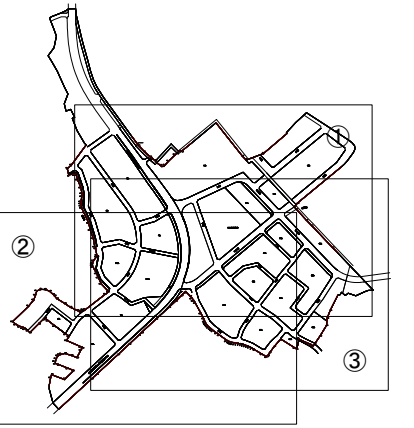
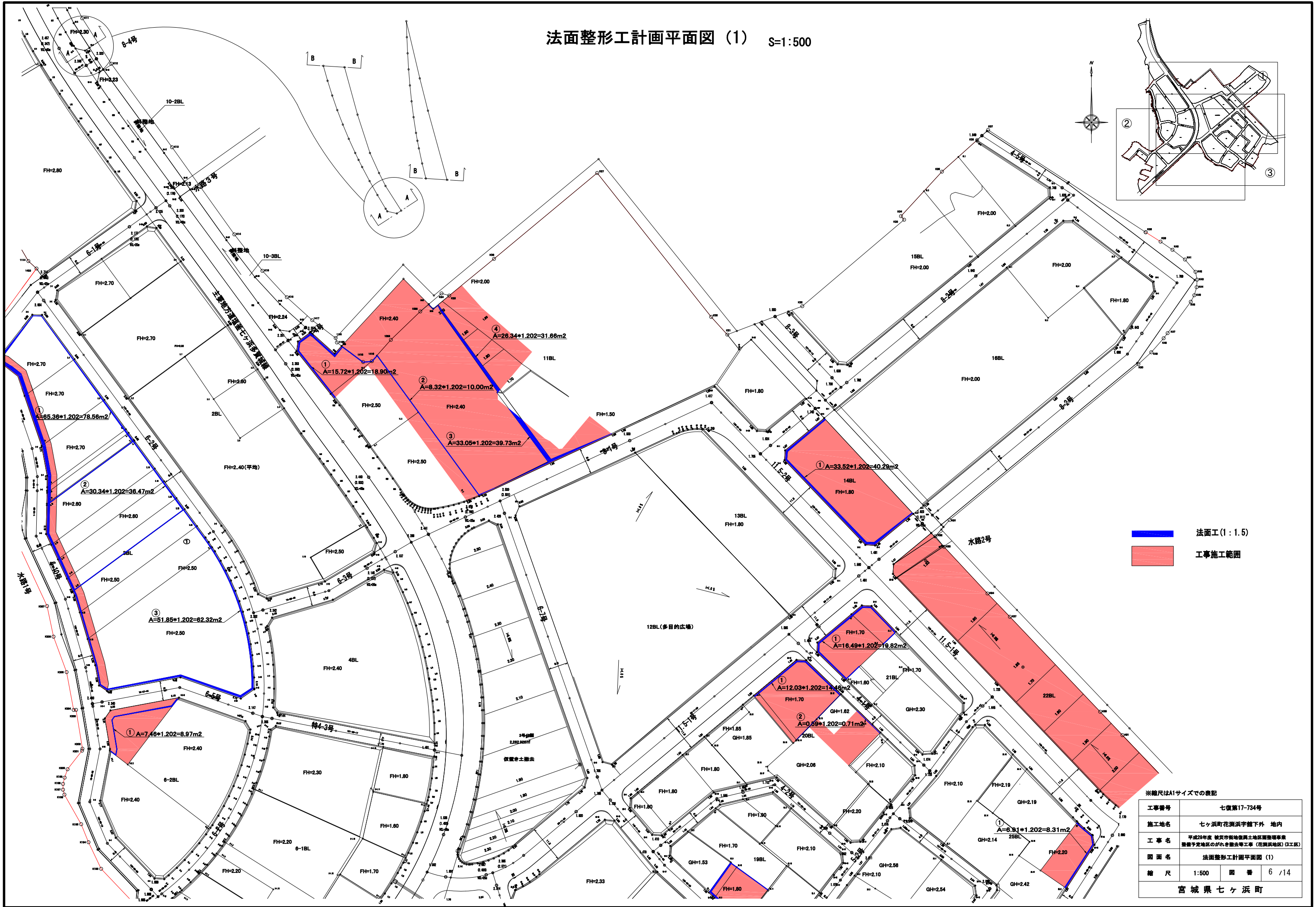
断面③ 盛土量
V:163.5×0.15=24.5m3

断面①～③ 盛土量合計
V:7.2+58.1+24.5=89.8m3

※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地活用促進事業 登録予定地区のがれき撤去等工事（花洲浜地区）(3工区)		
図面名	3BL・6-2-1BL 造成計画平面図		
縮尺	図示	図番	5 / 14
宮城県七ヶ浜町			

法面整形工計画平面図 (1) S=1:500



■ 法面工(1:1.5)
■ 工事施工範囲

※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成28年度 被災市街地復興土地区画整理事業 盤谷字定地区のがれき撤去等工事(花洲浜地区)(3工区)		
図面名	法面整形工計画平面図(1)		
縮尺	1:500	図番	6 / 14
宮城県七ヶ浜町			

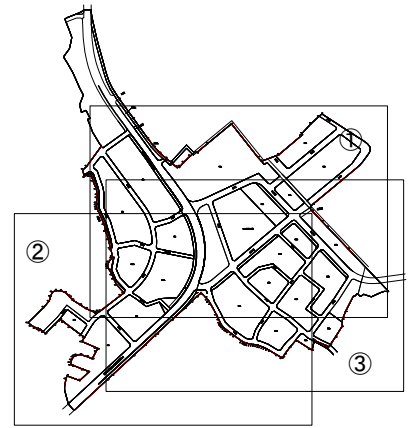
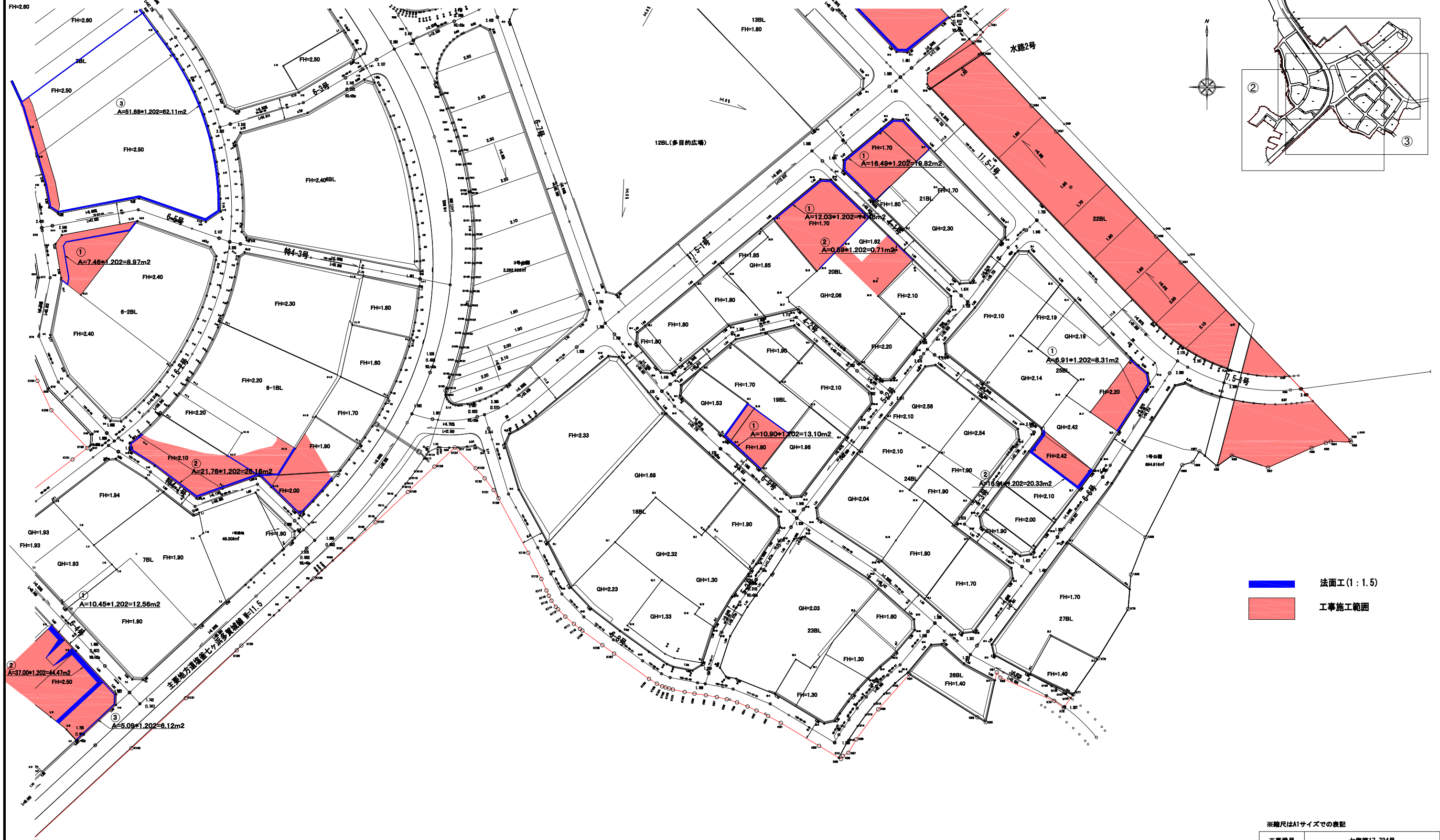
法面整形工計画平面図(2) S=1:500



※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜宇館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地活用推進事業 雄勝予定地区のがれき撤去等工事(花洲浜地区)(3工区)		
図面名	法面整形工計画平面図(2)		
縮尺	1:500	図番	7 / 14
宮城県七ヶ浜町			

法面整形工計画平面図 (3) S=1:500

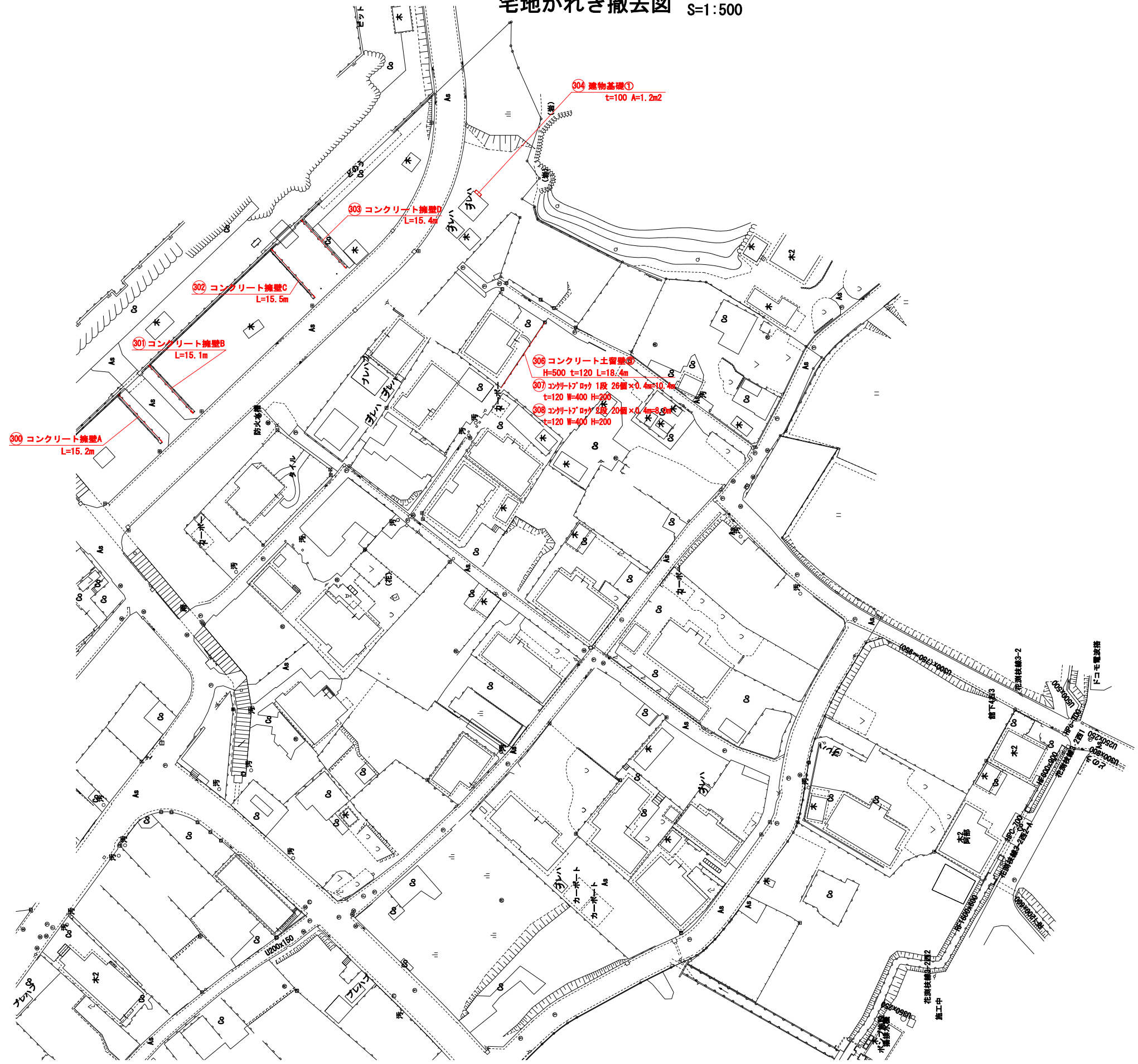
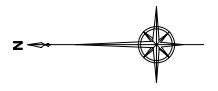


■ 法面工(1:1.5)
■ 工事施工範囲

※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業 宮城県指定地区のがれき撤去等工事(花洲浜地区)(3工区)		
図面名	法面整形工計画平面図(3)		
縮尺	1:500	図番	8/14
宮城県七ヶ浜町			

宅地がれき撤去図 S=1:500



工事施工箇所

凡例

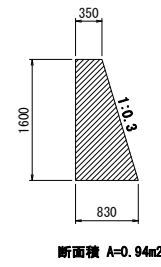
	地区界
	U字溝
	ヒューム管
	コンクリート擁壁
	コンクリートタタキ
	ブロック(柵)擁壁
	石積み
	アスファルト舗装

※縮尺はA1サイズでの表記

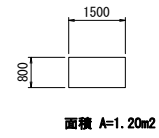
工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花測浜字館下外 地内		
工事名	平成28年度 被災市街地復興土地区画整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事 (花測浜地区) (3工区)		
図面名	宅地がれき撤去図		
縮尺	1:500	図番	9/14
宮城県七ヶ浜町			

がれき撤去工詳細図

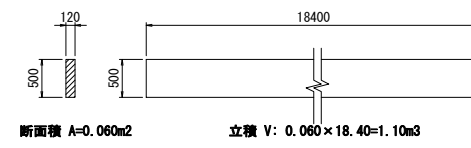
コンクリート擁壁A~D
S=1:50



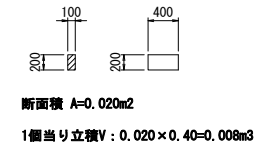
建物基礎① S=1:100
(t=100)



コンクリート土留壁③ S=1:50

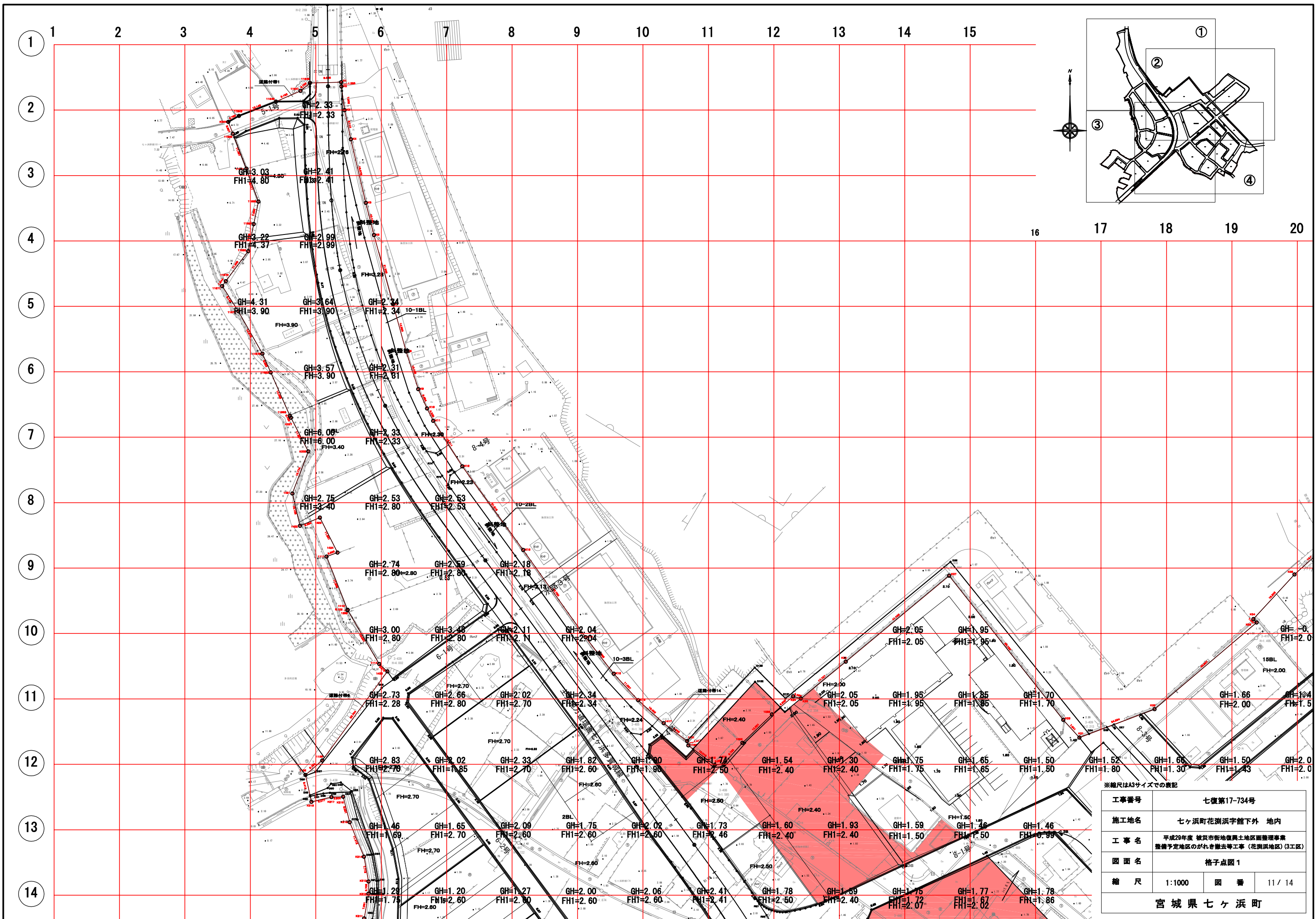


コンクリートブロック S=1:50



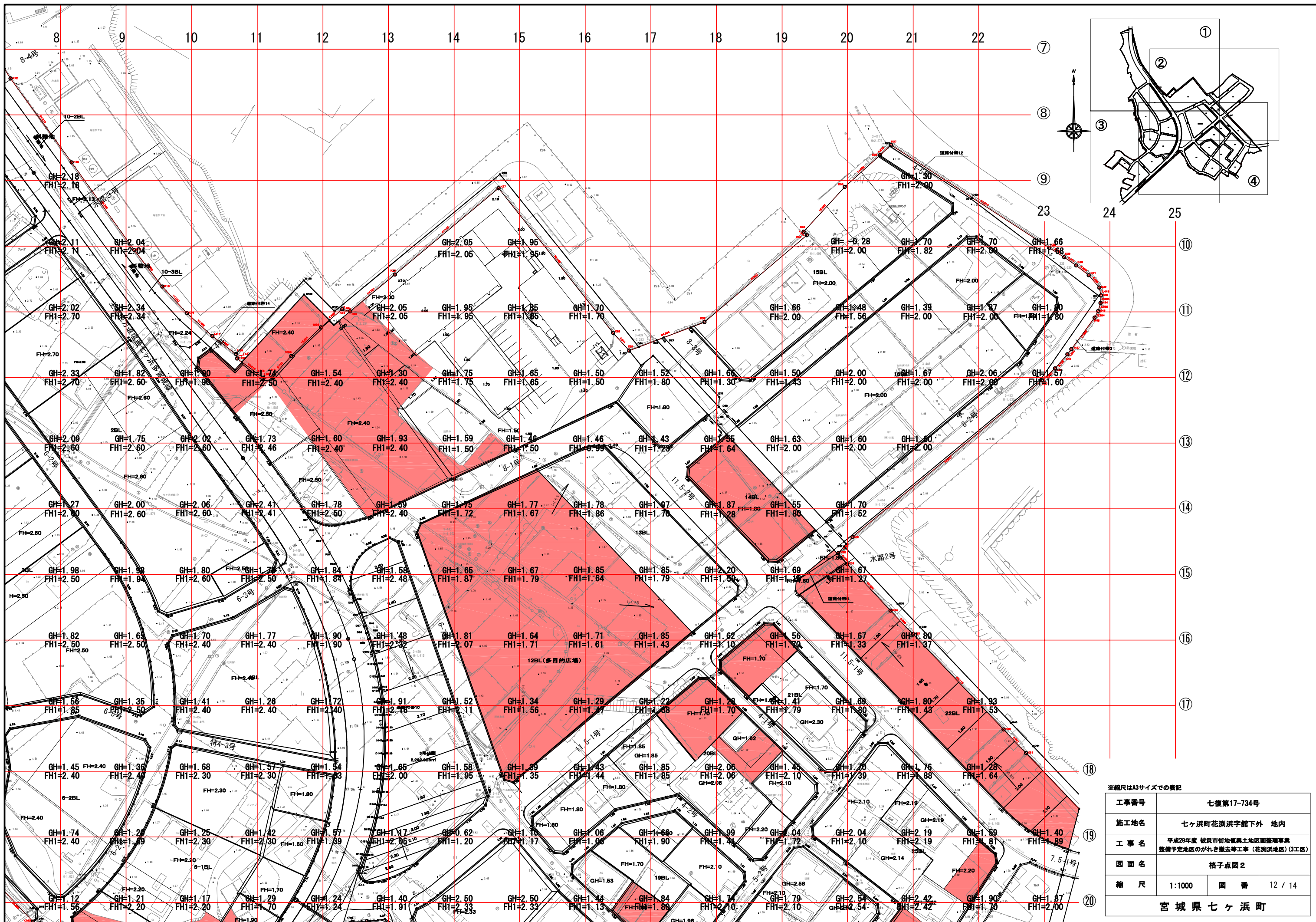
※縮尺はA1サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜宇館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地活用推進事業 復興予定地区のがれき撤去等工事（花洲浜地区）(3工区)		
図面名	がれき撤去工詳細図		
縮尺	図示	図番	10 / 14
宮城県七ヶ浜町			



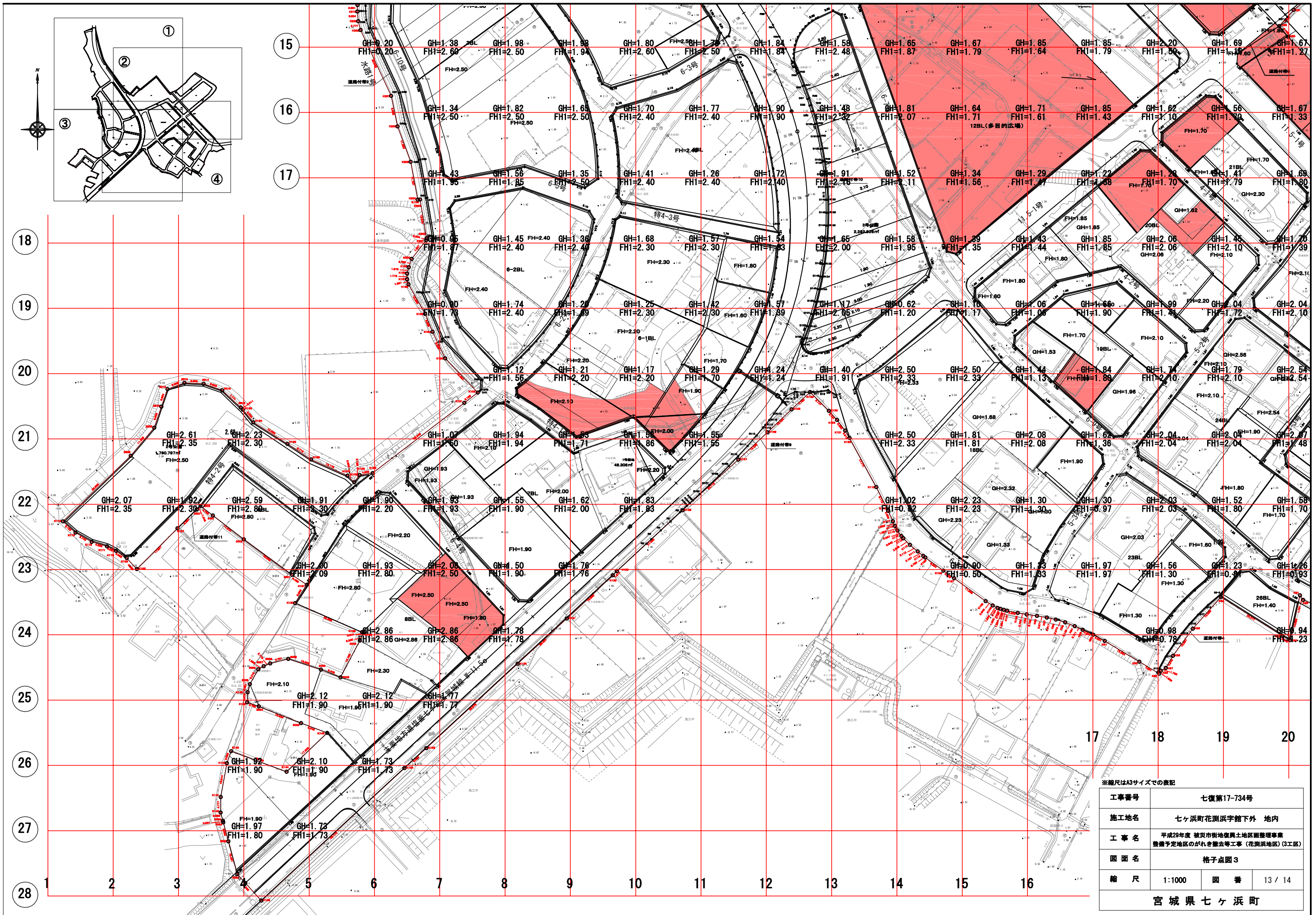
※縮尺はA3サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地地区面整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事 (花洲浜地区) (3工区)		
図面名	格子点図1		
縮尺	1:1000	図番	11 / 14
宮城県七ヶ浜町			



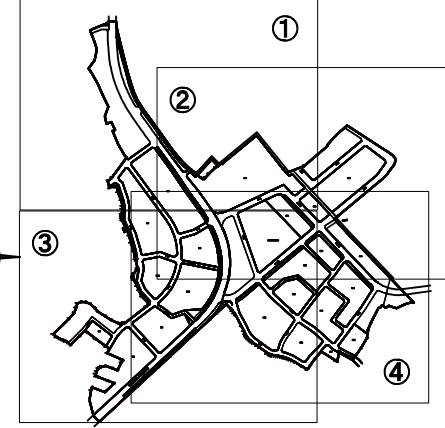
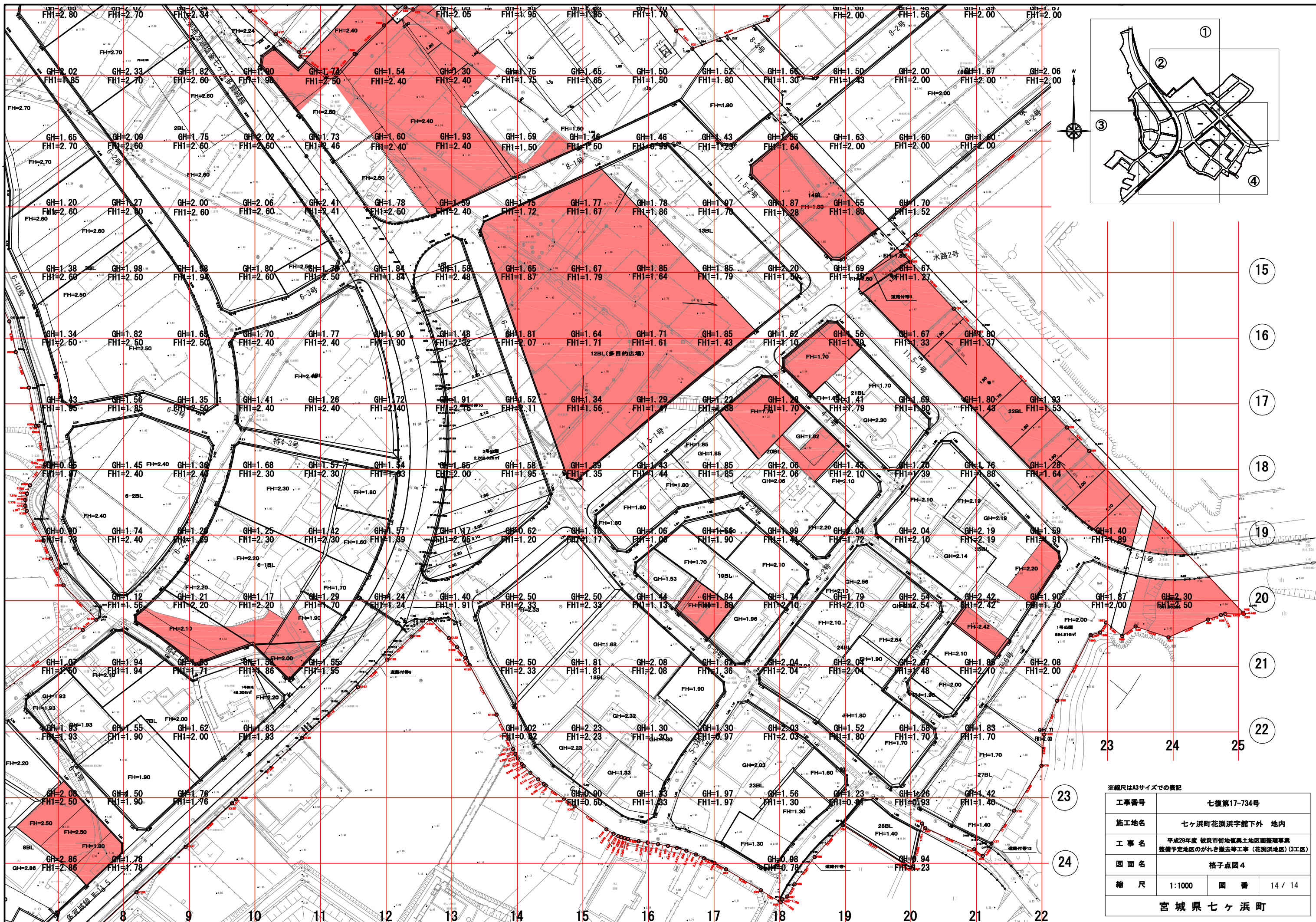
※縮尺はA3サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花瀬浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事 (花瀬浜地区) (3工区)		
図面名	格子点図2		
縮尺	1:1000	図番	12 / 14
宮城県七ヶ浜町			



※縮尺はA3サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花洲浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事 (花洲浜地区)(3工区)		
図面名	格子点図3		
縮尺	1:1000	図番	13 / 14
宮城県七ヶ浜町			



※縮尺はA3サイズでの表記

工事番号	七復第17-734号		
施工地名	七ヶ浜町花瀨浜字館下外 地内		
工事名	平成29年度 被災市街地復興土地区画整理事業 整備予定地区のがれき撤去等工事(花瀨浜地区)(3工区)		
図面名	格子点図4		
縮尺	1:1000	図番	14 / 14
宮城県七ヶ浜町			